

業務分掌規程

(趣旨)

第1条 この規程は一般社団法人群馬県理学療法士協会の局・部・委員会の業務分掌について定める。

(事務局)

第2条 事務局は下記の部を統括する。

1. 総務部

- 1) 定款・定款細則および諸規程の運用に関する事
- 2) 総会等諸会議の準備・運営および議事録などの作成・保管に関する事
- 3) 慶弔に関する事
- 4) 資産の管理に関する事
- 5) その他

2. 庶務部

- 1) 会員の入退会等の管理に関する事
- 2) 事務職員の労務等の管理に関する事
- 3) 公文書・報告書などの発送・受領および保管に関する事
- 4) 情報配信に関する事
- 5) ホームページ、SNS等の作成・管理・更新に関する事
- 6) 渉外等に関する事
- 7) 事務所の管理に関する事
- 8) 表彰に関する事
- 9) 予算・決算に関する事
- 10) その他

3. 広報部

- 1) 広報活動に関する事
- 2) ニュース源流に関する事
- 3) 記録、保存に関する事
- 4) その他

4. 福利厚生部

- 1) 活動災害補償制度に関する事
- 2) 賠償責任保険に関する事
- 3) 法律相談に関する事
- 4) 会員向け割引優待サービスに関する事
- 5) 個人の生活サポートに関する事
- 6) その他

5. ワークライフバランス部

- 1) 職場環境の整備に関する事
- 2) ライフイベントに伴う就業についての情報提供に関する事

3) その他

(学術局)

第3条 学術局は下記の部を統括する。

1. 生涯学習部
 - 1) 新人教育プログラム必須セミナー、選択セミナーの企画・運営に関する事
 - 2) 新人症例検討会の企画・運営に関する事
 - 3) 生涯学習の単位認定に関する事
 - 4) その他
2. 臨床実習教育部
 - 1) 臨床実習指導者養成に関する事
 - 2) 臨床実習教育に関する事
 - 3) その他
3. 研修部
 - 1) 研修活動の企画と運営に関する事
 - 2) 学術資料の作成と保管に関する事
 - 3) その他
4. 学術誌部
 - 1) 学術誌の発行に関する事
 - 2) その他
5. 学会部
 - 1) 群馬県理学療法士学会の運営に関する事
 - 2) その他
6. 研究支援部
 - 1) 会員の研究活動支援に関する事
 - 2) 研究方法や統計手法の助言等に関する事
 - 3) その他

(職能局)

第4条 職能局は下記の部を統括する。

1. 健康福祉部
 - 1) 健康増進に関する事
 - 2) 県や各種団体からの依頼等（委託事業を含む）の対応に関する事
 - 3) 地域リハビリの啓発・普及・発展の為の活動に関する事
 - 4) 介護保険制度に対する県協会員の理解を深める為の活動に関する事
 - 5) 訪問リハビリテーションの普及と促進に関する事
 - 6) その他
2. 発達支援推進部
 - 1) 小児リハビリ業務拡大と充実に関する事
 - 2) 障がい児（者）理解の啓発に関する事
 - 3) 発達支援に関する事

- 4) その他
- 3. 医療・介護保険部
 - 1) 医療保険診療報酬に関すること
 - 2) 介護保険介護給付費に関すること
 - 3) その他
- 4. スポーツ推進部
 - 1) スポーツ理学療法の普及・啓発に関すること
 - 2) 障がい者スポーツを含む各種スポーツ団体への支援および連携に関すること
 - 3) スポーツ理学療法に関する講習会の開催
 - 4) 各種県内・国内・国際競技会支援
 - 5) 学校保健、スクールトレーナーに関すること
 - 6) その他
- 5. 地域包括ケアシステム部
 - 1) 地域ケア会議に関すること
 - 2) 医療介護連携に関すること
 - 3) 介護予防事業に関すること
 - 4) 認知症施策に関すること
 - 5) 地域包括ケアシステムに関する多職種連携に関すること
 - 6) 地域包括ケアシステムに関する会員のネットワーク形成に関すること
 - 7) その他

(公益事業局)

第5条 公益事業局は下記の部を統括する。

- 1. 災害対策部
 - 1) 災害に関すること
 - 2) その他
- 2. 産業保健部
 - 1) 産業保健に関すること
 - 2) 労働環境支援に関すること
 - 3) その他

(ブロック局)

第6条 ブロック局は県内4ブロック（西毛、中毛、東毛、北毛）を統括する。

- 1. ブロックにおける協会の交流、親睦事業の実施
- 2. ブロックにおける地方自治体の委員推薦依頼への対応
- 3. 協会指定管理者ネットワークの構築と活動に関すること
- 4. ブロック単位での研修会や勉強会の企画運営に関すること
- 5. その他

(委員会)

第7条 委員会はそれぞれ以下の事業を分掌する。

1. 選挙管理委員会
 - 1) 役員選出に関する事
 - 2) 代議員選出に関する事
 - 3) その他
2. 政策活動委員会
 - 1) 政策対策に関する事
 - 2) 群馬県理学療法士連盟との情報共有に関する事
 - 3) その他
3. 特別委員会
 - 1) 特別に必要とされた事業に関する事
 - 2) その他

(規定の変更)

第8条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附則

1. この規程は、平成30年7月1日より施行する。
2. この規程の施行日までの分掌は、この規程により施行されていたとみなす。
3. この規程は、令和元年7月29日より一部改正により施行する。
4. この規程は、令和4年3月7日より一部改正により施行する。
5. この規程は、令和4年7月25日より一部改正により施行する。
6. この規程は、令和6年10月1日より一部改正により施行する。
7. この規程は、令和7年4月1日より一部改正により施行する。